

第 8 8 号議案

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例

(設置)

第 1 条 足立区における福祉施設に係る指定管理者等の候補者の選定審査を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(福祉施設の範囲)

第 2 条 この条例において「福祉施設」は、次のとおりとする。

- (1) 足立区立保育所条例（昭和 3 6 年足立区条例第 7 号）に規定する保育所
- (2) 足立区立母子生活支援施設の設置および管理に関する条例（昭和 4 0 年足立区条例第 4 号）に規定する母子生活支援施設
- (3) 足立区軽費老人ホーム条例（昭和 5 4 年足立区条例第 2 9 号）に規定する軽費老人ホーム
- (4) 足立区ボランティア施設条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 0 号）に規定するボランティア施設
- (5) 足立区在宅介護支援センター条例（平成 7 年足立区条例第 5 号）に規定する在宅介護支援センター
- (6) 足立区身体障害者大谷田ホーム条例（平成 1 3 年足立区条例第 6 3 号）に規定する身体障害者大谷田ホーム
- (7) 足立区高齢者在宅サービスセンター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 6 号）に規定する高齢者在宅サービスセンター
- (8) 足立区知的障害者援護施設条例（平成 1 4 年足立区条例第 4

7号)に規定する知的障害者援護施設

(9) 足立区身体障害者更生援護施設条例(平成14年足立区条例第49号)に規定する身体障害者更生援護施設

(10) 足立区知的障害者大谷田グループホーム条例(平成16年足立区条例第30号)に規定する知的障害者大谷田グループホーム

(所掌事項)

第3条 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審査する。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により福祉施設の管理を行う指定管理者の候補者の選定に関すること。

(2) 区立保育所を民間事業者が運営する施設とする場合における当該民間事業者の候補者の選定に関すること。

(組織)

第4条 審査会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から調査審査が終了する日までとする。

2 委員の任期は、1年を超えないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員の守秘義務)

第 7 条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た
秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁済に関する条例の一部
改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁済に関する条例 (昭和
39 年足立区条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会	日額 7,000 円
--------------------	------------

(提案理由)

福祉施設指定管理者等選定審査会を附属機関として設置する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。